|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **過誤納金の受領に関する委任状**  大阪自動車税  (事) 受付番号  令和　　　年　　　月　　　日  大阪府大阪自動車税事務所長　様  【委任者（納税義務者）】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**※太枠内は必ず記載し内容をよくご確認の上、提出してください。**  捨印  印鑑登録証明書の印鑑を押印してください。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 住　所　又　は  所　　在　　地 | （〒　*543*　―　*8511*　）  *大阪市天王寺区伶人町2-7* | | | | | 氏名又は  名　　　　称 | 注：法人の場合は代表者の役職名及び氏名を併記してください。  *株式会社　大阪自動車税商会　代表取締役　大阪　一郎* | 実印 | 電話番号 | *06-6775-1361* |   **次のとおり、過誤納金の受領に関する一切の権限を委任します。ただし、提出後１年を経過しても下記記載の過誤納金が発生しない場合は、本件委任を解除します。**  **なお、過誤納金の受領に関して紛争が生じた場合は、委任者と受任者の間で解決します。**  【受任者（過誤納金の受領者）】   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 住所又は  所 　在 　地※  税目にチェック | （〒　*123*　―　*4567*　）  受任者欄は次のとおり記入してください。  ・支払指定銀行で受け取る場合：現住所・氏名（法人名称）を記入。  ・支払指定銀行以外で受け取る場合：通帳入金となるので、通帳に表示のある住所氏名（法人名称）を記入。異なる場合は、受け取れないことがありますのでお気をつけください。通帳に屋号の表示がある場合は屋号も記入。  ※（株）（有）等、法人名称の略称で記入しないでください。  ※受任者欄の住所(所在地)及び氏名(名称)は、取引金融機関で過誤納金の受取り手続きを行う口座情報と一致するよう記載してください。  *大阪市○○区○○1-2-3* | | | | 氏名又は  名　　　　称※ | *株式会社　夕陽ケ丘モータース* | 電話番号 | *06-△△△△-◇◇◇◇* |   【過誤納金の内容】  発生理由にチェック  課税年度を記入  課税年度の登録番号を記入  ☑➡  **○➡**  ☑➡   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 税目 | * 自動車税種別割　・　□ 自動車税 | | | 自　　動　　車  登　録　番　号 | 大阪 ・ 泉 ・ 大  和泉・なにわ・堺　　*300　あ　1111* | 税 金 の  年　　度 | | 令和　*○○*　年度  発生日を記入 | | | 過　誤　納　金  発　生　理　由 | □ 重複（超過）納付 ・ □ 廃車（抹消登録） ・ □ その他 | 過誤納金  発生日 | | | 令和 *○○* 年 *○○* 月 *○○* 日 | | | | |
| 注　意　事　項 | ①他都道府県の様式は使用できません。楷書で明瞭に記載、かつ摩擦熱でも消えることのない筆記具を使用してください。  **※ 摩擦熱でも消えないインクを使用した筆記具で、すべての項目を記入してください。**  ②実印（市町村又は法務局に登録した印鑑をいう。以下同じ。）を押印のうえ、印鑑登録証明書（発行日から３ヵ月以内のもの）又はその写し（等倍）を添付してください。  ③字句の訂正が必要なときは、訂正箇所又は捨印欄に、納税義務者若しくは相続人代表者の実印を押印して訂正してください。  ④納税義務者（委任者）に未納の徴収金があるときは、受任者（過誤納金の受領者）に通知することなく、地方税法第17条の２  **納税義務者がお亡くなりになられている場合は、遺産分割協議書に記入漏れがないよう記載のうえ、**  **その他添付書類と一緒にご提出お願いします。**  **（納税義務者がお亡くなりになられた日・協議日・登録番号・車台番号、相続人すべての方の署名・押印が必要）**  の規定により当該未納の徴収金に過誤納金を充当します。  ⑤過誤納金の還付は納税義務者を名宛人として行うため、受任者に対して過誤納金を口座振替で送金することはできません。  ⑥廃車の場合は抹消登録の日から２週間以内、重複（超過）納付の場合は納付日から７日以内に提出してください。  提出が遅れると、納税義務者（委任者）が受領することになります。  ⑦記入漏れ・記載誤り又は添付書類の不足がある場合は提出書類一式を返却しますので、注意してください。  R3.04 |

**現住所を記入**

※納税義務者がお亡くなりになられている場合は、代表相続人の現住所を記入してください。

**納税義務者名を記入**

・当該年度の納税通知書に記載されている方が納税義務者になります。（以前から自動車をお持ちの場合は4月1日現在の名義の方、当該年度に新規登録された方は登録時名義の方。）

・納税通知書に記載されている氏名（法人名称）から変更がある場合は変更後の氏名（法人名称）。

・納税義務者がお亡くなりになられている場合は代表相続人の氏名を記入のうえ、印鑑登録証明書の印鑑を押印。

※（株）(有)等、法人名称の略称で記入しないでください。

（別紙１）